

◇泉 美和子 君

○議長（高橋 猛君） 次に、9番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（9番 泉 美和子君 登壇）

○9番（泉 美和子君） 通告に基づき一般質問いたします。

はじめに、介護保険制度について伺います。

安倍政権による社会保障の削減のもと、医療・介護分野ではあらゆる世代に負担増と給付減を押しつける改悪がめじろ押しです。介護保険ではサービス利用の抑制と負担増が昨年度から強行されました。当町においての昨年の改正による影響について、町長はどう認識され、把握されているのかお伺いいたします。

介護利用料について、所得160万円以上の人を対象に介護保険制度始まって以来の利用料を2割に引き上げることが行われましたが、このことによるサービスの制限などは実際にあらわれているでしょうか。また、介護施設の部屋代や食事代を国が補助する補足給付の縮小による影響についてもお伺いいたします。

次に、来年から始まる新総合事業の取り組み状況を伺います。

国は、生活支援・介護予防は住民主体の助け合いなど多様なサービスへ移行と要支援サービスの総合事業移行をうたってきましたが、現実には住民主体の多様なサービスをつくり出すことができるのか疑問です。

また、要支援の高齢者はさまざまな生活上の困難を抱えており、在宅生活を送る上で専門職であるヘルパーの訪問やデイサービスへの通所が命綱になっている人も多く、単純に住民ボランティアが肩がわりできるものではありません。以前にも質問をいたしました。これまで介護保険で実施されてきたサービスを低下させずに同様のサービスが受けられるようにすることが重要ですが、その点はいかがか改めてお伺いいたします。

利用者の急な状態変化や悪化の兆しを見逃さず適切な援助をしていくことが、要支援者が住みなれた地域での生活の継続の決め手になると思いますが、こうした利用者の状態の変化に適切に対応したサービスが受けられるのかお伺いいたします。

最後に、国が検討している次期介護保険の改正について、どのように認識されているのかお伺いいたします。

厚労省は、社会保障審議会介護保険部会に8月19日、現在1割負担となっている介護保険の利用料を2割に引き上げるなど、大幅負担増を強いる見直し案を示しました。既に示されている要

介護1、2の人に対する生活援助や福祉用具貸与の自己負担とあわせて、さらなるサービス削減と負担増を強いるものです。「保険あって介護なし」に拍車をかけ、自立支援にも逆行する内容です。これでは、国民はサービスが取り上げられ、負担増だけが強いられることとなります。安倍首相が掲げる介護離職ゼロを本気で実施するなら、際限のない負担増とサービス切り捨てをやめて、誰もが必要なサービスが受けられるように施設や担い手を増やし、利用者の負担軽減を図るなど、命と生活を支える制度に見直すべきです。住民の暮らしを守る自治体の首長として、国に対し、負担増の中止、撤回を求めていくべきと考えるものですが、見解をお伺いをいたします。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

平成27年度の介護保険法改正に伴う影響については、合計所得金額が160万円以上の方など、いわゆる一定以上所得者に対する介護サービス利用料の負担割合が増となり、平成28年8月1日現在、当町においては28名の方が2割負担となっております。こうした方々のサービス利用状況について担当するケアマネージャーの方々や介護保険事務所に伺ったところ、施設の対人関係が理由でサービスを減少させた方がいらっしゃいましたが、負担増を理由にサービスを抑制した方はおらず、大半が現状維持、そしてむしろ実態に応じてサービスを増加させている方もいらっしゃると伺っております。なお、負担割合が増となった方についても、利用者負担の上限額を超えた場合には高額介護費の対象になることで負担の軽減も図っております。

次に、施設の居住費や食費についての補助、いわゆる補足給付の支給要件の変更についてですが、一定以上の預貯金を保有する方については補助対象としない旨、法改正がされております。この改正につきましては、預貯金等を保有し負担能力が高いにもかかわらず、保険料を財源とした補足給付が行われる不公平を是正するためのものであり、支給の可否を判断するための基準も高目に設定されております。なお、この改正による広域圏域内における苦情等はなかった旨、介護保険事務所から伺っております。

また、当町においては、平成28年8月1日現在1名の方が該当しておりますが、この方については施設入所者でありますことから、引き続き生活の質を低下させることなく施設入所サービスを利用しておりますので、影響はありません。

次に、来年度から始まる介護予防・日常生活支援総合事業についてですが、これまで介護給付として実施されてきた要支援者に対する訪問介護及び通所介護についてはこれまで同様のサービ

スが受けられることから、サービス低下につながることはございません。また、安価で利用できるサービスの新設を予定するなど、利用者にとっては選択肢が広がるものと思っておりますので、議員ご心配のことはないものと認識しております。

サービスの利用に当たっては、これまで同様、ケアマネージャーが本人やそのご家族との面談により本人の自立支援のために望ましい利用計画と一緒に考えていくこととなりますので、利用者の状態やその変化に合わせてケアプランを変更するなどの対応をしていくことになるものと存じます。

最後に、次期介護保険法の改正についてですが、議員ご質問のとおり、比較的軽度の要介護1、2の方の生活援助、福祉用具貸与などが介護給付から除外される、あるいはサービス利用料の自己負担額2割の対象を拡大するなどの議論が現在国の社会保障審議会で行なわれているようですが、その他の議題も含めまして議論の最中であると報道されております。そのため、現時点で具体的な内容についての説明はなく、どのような内容になるかはまだ不透明な段階にあります。

いずれ、国としても法改正に当たっては国民に対しきちんとした根拠を持って説明できるよう今後さらに検討がなされていくものと思っておりますので、町といたしましては、今後議論が落ち着いた段階において介護保険事務所及び構成市とともに総合的に考えていきたいと考えておりますので、引き続き国の動向を注視しながら情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 新総合事業についてですけれども、安価に利用できるサービスが設定できるなどサービスの後退にはならないというご答弁でありましたけれども、ぜひそういうことでやっていただきたいということではありますが、国の示しているガイドラインなどでは、最初のうちはいいのですけれども、だんだんサービスの削減とそれから公費を削減していくことが目的ですので、いずれいろいろなサービス、例えば要支援であればホームヘルプ、デイサービス、そういう専門の利用から卒業させていくと、そしてボランティアなど安上がりのサービスということにしていくという方法が示されているのですけれども、そういう点が一番私は危惧されるんですけども、質問の中でも言いましたけれども、要支援の方が今まで専門のヘルパーさんなどでいろいろな状況の変化に応じてサービスを受けられたのが、いろいろな安価なサービスはあるけれども、いろいろな人が多方面にその人に出入りをし、その場のサービスで終わるといいですか、継続的にその人の状況が変化したことになかなか対応できなくなるのではないかと。今までだと、1つの業者さんが訪問をして、そしてその人の状態を見て、そしてこの人の状況はどういう

状況だという話ができて、状態を訪問事業所とかで共有することができたと思うんですけども、多様なサービスを提供するというのはいいのですけれども、そういうことによって、いろいろな人がかかわることによってそれができなくなる可能性が生まれるのではないかとということがすごく危惧されるんですけども、ぜひそういうことのないようにしていただきたいということで、町長はいろいろそういうことのないようにという答弁でありましたけれども、ぜひそういう点についてもう一度お願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

再質問というよりはご要望という趣旨に捉えましたが、情報の共有化をして、議員が今ご説明したような危惧が発生しないような仕組みをつくっていくということが肝要と存じますので、ご理解をお願いします。

○議長（高橋 猛君） 次の質問に移ります。

○9番（泉 美和子君） 乗合タクシーの利便性向上について伺います。

予約制乗合タクシーの運行については、これまでも住民要望に基づき改善を重ね利便性向上を図ってきているわけですが、住民要望が強いのは、何といたっても自宅まで送迎できるようにしてほしいというものです。乗合タクシーの主な利用者は高齢者であり、通院の方や、あるいは足腰が弱くなり買い物した荷物を抱えて歩くのが大変な方々などです。戸口から戸口までの利用を望む声は当然だと思います。

予約制乗合タクシーは、路線バスや一般のタクシーなど既存の主要な交通手段と直接競合しない、民業を圧迫しないことが前提ではありますが、高齢化が進行し交通弱者が多くなっていく中で、行政が第一義的に考えなければならないことは地域住民、とりわけ交通弱者と言われる方々が真に利用しやすい生活の足を確保することであり、そのために交通事業者を維持、存続させていくことではないでしょうか。

横手市のデマンド交通は自宅までの送迎をしています。料金は1人乗車のとときと複数乗車のとときで異なりますが、走行距離、走行エリアによって設定されています。また、土・日、祝日も運行しています。利用状況もよく、タクシー事業者、利用者双方から喜ばれているとのこと。交通弱者救済だけではなく、高齢者の足の確保により外出の機会がふえ、地域活性化につながっていくような公共交通を目指していくと横手市ではしています。

当町においても、住民の願いに応え横手市のように自宅までの送迎ができることなど、さらなる利便性向上が図られるような対策を求めるものですが、見解をお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

美郷町の乗合タクシーは、町内バス路線の廃止による新たな交通手段として、平成20年4月からの試験運行を経て平成21年4月から本格運行していることは議員ご承知のとおりです。現在の利用登録者数は792人で、その約89%が70歳以上の高齢者であり、町内医療機関への通院や商業施設への買い物に加え、町外へ出向く際のバス路線へのアクセスなどにも利用されているところです。運行便は1日9便あり、利用方法としては、町内302カ所の自宅近くの乗降所と町有施設や商業施設などの22カ所の拠点間を運行しており、全て事前の予約をいただいております。

こうした乗合タクシーの運行につきましては、制度開始以来、可能な範囲で利用者ニーズに応えさまざまな制度改正を行っております。大きくは、一昨年11月に拠点から半径500メートル以内にある医療機関へ直接乗り入れることが可能となり、多くの利用者から喜んでいただいているところです。

こうした制度改正は、バス事業者やタクシー事業者との長期にわたる意見調整を踏まえ、最終的には国、県の交通政策担当機関、交通事業者、町内利用登録者の代表者などで構成する美郷町地域公共交通活性化再生協議会で決定されたものでありまして、各方面からの理解と協力が必要であることにご理解をお願いいたします。

さて、議員ご質問の隣接市の制度についてですが、戸口から戸口まで運行できる区域は限られており、商業施設や医療機関等が集中している市の中心部は区域外となっているとのことです。したがって、通常のタクシーと同様にどこでも自由に戸口から戸口に移送するわけではないようです。また、利用料金についても、議員ご説明のとおり、1人乗車と複数乗車では料金体系が異なり、自分の意志にかかわらず結果的に1人乗車になった場合は、乗車距離に比例して料金が割り増しになる仕組みのようです。その仕組みの結果であろうと思いますが、デマンド交通に係る経費の利用者負担分は美郷町に比べて高い割合となっております。

一方、美郷町の乗合タクシーは、運行時間や運行区間、乗降所などに制約、つまり利用者の意のままにならない部分があるものの、隣接市に比べ安価な料金で利用できるメリットがあります。仮に美郷町の乗合タクシーを隣接市と同様に戸口から戸口とした場合、通常のタクシー事業との違いが判然とせず民間事業と公共サービスとの違いの整理が難しいとともに、公費負担、公金負担の意味合いを考えた場合、現在の料金体系のままでは無理が生じ、利用者負担を高くする方向にせざるを得ませんので、利用者の理解が得られるかどうか、また議員もおっしゃいました

が、民業を圧迫にならない公共サービスとしての乗合タクシーの仕組みを全交通事業者の理解のもとで構築できるかどうかなどを思料いたしますと、議員ご質問の戸口から戸口への運行は現段階では難しいと言わざるを得ませんので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 料金が高くなることなどいろいろあると思いますが、そういうことは、ぜひ全町民を対象に例えばアンケートをとるなどいろいろな改善方法ですね、制約がありますけれども、そういう中でも、今より少しでも利用者が便利になるような、利用者の声に応えるような改善策が見出せないのか、そういうことをぜひこれから研究、検討をしていただきたいと思うのです。

財源の問題でも例えば国の補助金が、うちのほうでは過疎債ですけれども、横手のように国の補助金が何か有利なものがないのかとか、そういういろいろな状況を検討して研究をしていただきたいと思うのですが、その点をお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

これまで利用者の声をお聞きし、それにお応えするべく制度改正をしておりますので、そうした姿勢であることはご理解ください。

また、全町民を対象にするアンケートは必要なく、あくまでも交通弱者に対して足の確保が必要であるという観点で事業を展開しておりますので、全町民を対象にアンケートすることは全く事業の趣旨が変わることにもご理解をお願いしたいと思います。

○議長（高橋 猛君） 再々質問ありますか。泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 済みません。今の全町民を対象ということですが、もちろん今の利用者の状況が一番大事だとは思いますが、今後の公共交通のあり方という点で、広い視野に立っていろいろな方向で検討していただきたいなということを述べて終わります。

○議長（高橋 猛君） これで、9番、泉 美和子君の一般質問を終わります。